

わずかな費用で耐震診断が実施可能に！

さらに、改修工事費は最大115万円まで補助します！

市では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修について、次のとおり支援を行います。



耐震診断

申込期間 令和7年4月21日(月)～令和7年12月26日(金)

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された、2階建て以下の一戸建て木造住宅で、延べ面積が500平方メートル以下のもの

【耐震診断技術者派遣制度】

先着25戸

■概要

対象となる住宅の耐震診断を希望する住宅の所有者に、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱に定める耐震診断技術者を派遣するものです。

■費用

無料

※ただし愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会の確認を受ける場合は、別途実費が必要です。

【補助制度】

先着3戸

※本補助金事業については、令和7年2月末日までに完了する必要があります。

■対象となる耐震診断

愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築士事務所が実施する耐震診断

■補助金の額 (注：消費税は対象外)

耐震診断に要する費用3分の2以内で**限度額2万円**

■診断費用の目安

診断費用：1件あたり7万円から9万円程度

耐震改修

申込期間 令和7年4月21日(月)～令和7年12月26日(金)

【補助制度】

先着10戸

※本補助金事業については、令和7年2月末日までに完了する必要があります。

■対象となる住宅

市が実施する補助事業又は耐震診断技術者派遣事業による耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅で、改修後「倒壊しない」「一応倒壊しない」と評価されたもの

■補助金の額 (注：消費税は対象外)

改修工事に要する費用の4/5以内
限度額115万円

改修設計に要する費用の2/3以内
限度額20万円

耐風改修

申込期間 令和7年4月21日(月)～令和7年12月26日(金)

【補助制度】

先着5戸

※本補助金事業については、令和7年2月末日までに完了する必要があります。

■対象となる工事

耐震改修工事と併せて実施する耐風改修工事で、瓦屋根診断士等による耐風診断の結果、建築基準法の告示基準に適合しないと判断された瓦屋根に対して、葺き替え工事の結果、建築基準法に適合する屋根構造となるもの。

■補助金の額 (注：消費税は対象外)

改修工事に要する費用の23/100以内
限度額55.2万円

※補助対象経費は、2.4万円に屋根面積(㎡)を乗じた額を限度とする。